

■請願書名 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願書

■請願者 福岡県司法書士会 会長 三河尻和夫

■紹介議員 中島征行

■要旨

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の改正

- ①超低金利状況下にかかわらず、現行法上認められている年29.2%という高い上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること。
- ②悪質取立ての温床になるような、返済は毎日の集金という形をとる日賦貸金業者（日掛け金融）や、電話加入権が財産的価値を失くしつつあるなかでの電話担保金融、この2つの金融に特例的に認められている年54.75%という金利は、直ちに廃止すること。

貸金業の規制等に関する法律の改正

- ①現行法において、債務者が利息制限法の制限を超える利息を「任意に」支払った場合、貸金業者が法定の契約書面と受取書面を適切に交付していた場合にかぎり、これを有効な利息の支払とみなすとしているが、これにより利息制限法違反金利での貸付を助長し、多くの多重債務者を生み出す結果となっている。この「みなし弁済規定」を撤廃すること。

この請願書は本会議で採択しました。



■意見書名 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

■提出議員 西田勉

■賛成議員 中ノ森慎一、中島裕之、近藤純久、松枝恒男

この意見書を採択し、内閣総理大臣をはじめ、関係機関に送付しました。



Q

どうすればいいの？ 請願・陳情

A どなたでも、国や県、町に対する意見や要望を請願・陳情として町議会に提出できます。

請願書の提出には、紹介議員（1名以上）を必要とします。議会（定例会）で採択、不採択を決定します。

陳情書の提出には、紹介議員を必要としません。写しを各議員に配布します。議長が議会運営委員会に諮って必要と認めるものについては、請願の例によって議会（定例会）で採択、不採択を決定します。

採択になった場合、議会で対処できることは議会で処理し、その他は関係すると思われる執行機関などへ送付し、請願者・陳情者の要望に応えられるよう努力しますが、送付を受けた執行機関などに法的な義務は発生しません。

請願・陳情の書式例

〇〇に関する請願(陳情)書	
年 月 日	
大木議会議長 様	
提出者(代表)住所	
氏名	印
紹介議員(請願のみ)	印
件名	
趣旨	
請願(陳情)事項	